



まん延防止等重点措置期間全面解除に対する対応

2022年3月18日

日本ソフトウェア株式会社

広報室

標題の件につきまして、政府は、東京や大阪、愛知など18都道府県に適用されているまん延防止等重点措置について、各地の感染状況や医療提供体制、自治体の意向を踏まえ、3月21日の期限をもって全面解除することを決定しました。このような状況を踏まえ、会社としての対応を令和4年3月22日から令和4年4月30日までの運用を下記の通りとすることを決定致します。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 全社共通

令和4年3月22日から令和4年4月30日までの運用に関し、以下の対応を実施致します。

- (1). 混雑している場所や時間をさけた行動。
- (2). 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- (3). 感染リスクの高い「3つの密」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」といった場面の回避（会食等の自粛）。
- (4). マスク着用、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンス確保。

2. 本社紀繁ビル勤務者

本社紀繁ビル勤務者の対応について、以下の通り運用を改定致します。

- (1). 紀繁ビルへの出勤率50%に維持できるよう在宅勤務を行います。但し、事業の継続に必要な場合はこの限りではありません。
- (2). 当社への来訪は可とさせていただきます。パートナーの方の当社での勤務はプロ

ジェクト毎にソーシャルディスタンスを維持することで許可させていただきます。

- (3). 国内出張は事業継続上、業務遂行上必要不可欠の場合、部長職以上の判断で可とさせていただきます。

3. お客様常駐者に関して

お客様常駐者の対応は、以下の通りと致します。

- (1). 原則として、お客様の方針に従います。
(2). 弊社は、各部単位でスタッフの常駐先の状況を把握することに努めます。

以下余白

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

No.	項目	2020.5.31までの間	2020.6.1から2020.6.30までの間	2020.7.1から2022.3.21までの間	今回改定後(2022.3.22から2022.4.30迄) (まん延防止等重点措置解除後対応)
1	時差勤務	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
2	在宅勤務	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い 通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い 通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。
3	外部への訪問の制限	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
4	来訪者の制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
5	換気	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
6	会議室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
7	ミーティングスペースの利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
8	給湯室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
9	レベル1、2における経営戦略会議、経営会議の開催	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。	継続する。	継続する。	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。
10	幹部会の開催	休止。	再開する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。	継続する。	開催する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。
11	マスクの装着	お客様の方針に関わらず、義務付け。	継続する。	継続する。	お客様の方針に関わらず、義務付け。
12	居室入室前の手指消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
13	居室、及びトイレのドアノブの消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

14	国内、及び海外出張	<p>①原則として、お客様の方針に従う。</p> <p>②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。</p> <p>③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。</p>	継続する。	継続する。	<p>①原則として、お客様の方針に従う。</p> <p>②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。</p> <p>③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。</p>
15	居室における座席配置	<p>①原則として、お客様の方針に従う。</p> <p>②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。</p> <p>③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。</p>	継続する。	継続する。	<p>①原則として、お客様の方針に従う。</p> <p>②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。</p> <p>③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。</p>